

健康保険被扶養者（異動）届

事務センター長 副所長 課長 グループ長 担当者

①事業所整理記号	②被保険者整理番号	③被保険者の氏名	④性別	⑤資格取得年月日	⑥標準報酬月額
※	フリガナ (氏)	★明1 大3 昭5 平7 (名)	★男1 女2	年 月 日	千円
⑦	基礎年金番号又は手帳記号番号	⑧住所コード	⑨被保険者の住所	⑩	備考
※	※住所コード表示	※住所コード	フリガナ (氏)	年 月 日	

正

◎この届書は、ネット上で提出する場合は、必ず本人が署名する必要がある。本人が署名する場合は、被保険者本人の押印は不要です。被保険者本人以外の方の押印は省略することができます。署名（自筆）の場合は省略できます。

④配偶者基礎年金番号又は手帳記号番号	⑤被扶養者の氏名	⑥性別	⑦生年月日	⑧収入	⑨職業	⑩被扶養者になった理由	⑪被扶養者になった日	⑫外国人区分	⑬氏名変更(訂正)年月日	⑭被扶養者通称名	⑮被扶養者になった理由	⑯被保険者証の返却	⑰備考
★明1 大3 昭5 平7	フリガナ (氏)	★男1 女2	年 月 日	円	※	★7. 被扶養者が使用者が健康保険制度に加入し、被扶養者の所属する年金制度等の変更により、被扶養者の所得が減少し、共済組合→共済組合、共済組合→共済組合、共済組合→共済組合	年 月 日	0. 日本人 1. 米国人(強制) 2. 1以外の外国人	年 月 日	フリガナ	★死亡その他()	年 月 日	

①被扶養者番号	②被扶養者の氏名	③性別	④生年月日	⑤収入	⑥職業	⑦解除事由	⑧理由	⑨同居・別居の別	⑩留置者番号	⑪備考
★明1 大3 昭5 平7	フリガナ (氏)	★男1 女2	年 月 日	円	※	1. 75歳到達 2. 障害認定		同居・別居	※添付不能滅失	
★明1 大3 昭5 平7	フリガナ (氏)	★男1 女2	年 月 日	円	※	1. 75歳到達 2. 障害認定		同居・別居	※添付不能滅失	
★明1 大3 昭5 平7	フリガナ (氏)	★男1 女2	年 月 日	円	※	1. 75歳到達 2. 障害認定		同居・別居	※添付不能滅失	

（事業主が確認した場合に○を記入してください。）
 収入に関する証明の添付が省略されている者は、所得税法上の控除対象配偶者・扶養親族であることを確認しました。

平成 年 月 日提出

扶養に関する申立書
(添付書類が提出できない事情にある場合に記入して下さい。)

上記のとおり被保険者から被扶養者の届出がありましたので提出します。

平成 年 月 日提出

事業所所在地
事業所名称
事業主氏名
電話

上記の事実と相違ありません。氏名

社会保険労務士の提出代行者印

年金事務所受付印

健康保険被扶養者（異動）届

副

①事業所整理記号	②被保険者整理番号	③被保険者の氏名	④性別	⑤異動の別	⑥変更内容 (削除(変更)の場合)	⑦資格取得年月日	⑧標準報酬月額
		フリガナ (氏)	男1 女2	追加1 削除2 (変更)	1. 死亡 2. 氏名変更(訂正) 3. 生年月日訂正 4. 性別訂正 5. その他	年 月 日	千円
⑨基礎年金番号又は手帳記号番号		⑩郵便番号	⑪住所コード	⑫住所	⑬備考		
※ 配偶者共済番号表示		※ 住所コード					

⑭配偶者基礎年金番号又は手帳記号番号	⑮手帳記号番号	⑯被扶養者(第3号被保険者)になった理由	⑰被扶養者(第3号被保険者)でなくなった理由
明1 大3 昭5 平7		7. 被扶養者が被用者保険制度に加入 イ. 被扶養者の所属する年金制度等の変更 ロ. 厚生年金保険→共済組合 ハ. 共済組合→厚生年金保険 ニ. 共済組合→共済組合	★ 死亡その他()
⑱被扶養者の氏名	⑲性別	⑳被扶養者になった日	㉑被扶養者でなくなった日
フリガナ (氏)	男1 女2	年 月 日	年 月 日
⑳郵便番号	㉒住所	㉓氏名変更(訂正)年月日	㉔外国人区分
※住所コード	フリガナ	年 月 日	1. 日本人(満期) 2. 1以外の外国人

①被扶養者番号	②被扶養者の氏名	③性別	④生年月日	⑤収入	⑥職業	⑦同居・別居の別	⑧課税番号	⑨備考
フリガナ (氏)	(氏)	男1 女2	年 月 日	年 月 日		同居・別居	※ 添付不能減失	
フリガナ (氏)	(氏)	男1 女2	年 月 日	年 月 日		同居・別居	※ 添付不能減失	
フリガナ (氏)	(氏)	男1 女2	年 月 日	年 月 日		同居・別居	※ 添付不能減失	

平成 年 月 日提出

事業所所在地	平成 年 月 日提出
事業所名称	
事業主氏名	様
電話番号	(局) 番

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、日本年金機構に対して異議申立てをすることができます。

年金事務所受付印